

1 事業名

所沢市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の一部改正

2 事業の概要

令和元年10月から実施される幼児教育・保育無償化のため、子ども・子育て支援法が一部改正され、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されることから、当該給付の対象となる小学校就学前子どもの保護者に対する認定の基準について、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても、必要に応じて条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

子ども・子育て支援法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第48号 所沢市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条及び第30条の5に規定する認定等に関する基準を定めるものとする。

(保育の必要性の認定基準)

第3条 法第20条第1項及び第30条の5第1項に規定する保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1)～(12) 略

(保育必要量の認定)

第4条 法第20条第3項の保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）又は平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分に分けて行うものとする。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条に規定する認定等に関する基準を定めるものとする。

(保育の必要性の認定基準)

第3条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1)～(12) 略

(保育必要量の認定)

第4条 保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）又は平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分に分けて行うものとする。